

## フィリピン 投資制度 外資に関する規制

## 「その他規制」詳細

1. 生命保険、非生命保険、再保険会社の最低資本金額の変更について.....	1
2. 年次報告書提出義務について.....	2
3. 財務諸表提出期限の変更について.....	2
4. コーポレート・ガバナンス法（金融機関）.....	3
5. 新領収書発行申請手続き等について.....	3

## 1. 生命保険、非生命保険、再保険会社の最低資本金額の変更について

2012年6月1日、財務省は省令第15-2012を発行し、生命保険、非生命保険、再保険会社の最低資本金額要件を変更した。

生命保険、非生命保険、再保険会社の最低資本金額の変更については以下のとおり。以前、生命保険、非生命保険会社については海外資本比率に応じて最低払込資本金が定められていたが、今回から海外資本比率には拠らず、一律となった。

## 生命保険、非生命保険会社の場合

最低純資産額	最低払込資本金額	移行期限
6億ペソ	2.5億ペソ	2012年12月31日
6億ペソ	4億ペソ	2014年12月31日
6億ペソ	6億ペソ	2016年12月31日
6億ペソ	8億ペソ	2018年12月31日
6億ペソ	10億ペソ	2020年12月31日

## 再保険会社の場合

最低純資産額	最低払込資本金額	移行期限
20億ペソ	10億ペソ	2012年12月31日
20億ペソ	12億ペソ	2014年12月31日
20億ペソ	14億ペソ	2016年12月31日
20億ペソ	17億ペソ	2018年12月31日
20億ペソ	20億ペソ	2020年12月31日

## 2. 年次報告書提出義務について

証券取引委員会（SEC）は外国企業の報告義務に関するガイドライン（2006年10月3日付覚書回覧）を発行した。本ガイドラインは、フィリピンに設立された支店・駐在員事務所・地域本部・地域運営本部に適用され、SEC 所定様式の年次報告書（General Information Sheet）については設立日から毎年30日以内に、BIR 受領印の捺された財務諸表については会計年度終了日から120日以内に提出することを定めている。

なお、現地法人・ジョイントベンチャーについては、SEC 所定様式の年次報告書（General Information Sheet）の提出期限は年次株主総会から30日以内、BIR 受領印の捺された財務諸表については会計年度終了日から120日以内（フィリピン非上場企業の場合。上場企業の場合は105日以内、証券会社の場合は110日以内）に提出することになっている。

年次報告書（General Information Sheet）は SEC ホームページ（<http://www.sec.gov.ph/>）にてダウンロードが可能。

なお、証券取引委員会への提出は、オンライン提出システム（OST：Online Submission Tool）を用いる点については、以下の財務諸表の場合と同様である（2021年3月9日付 SEC 覚書回覧第3号）。

## 3. 財務諸表提出期限について

証券取引委員会（SEC）は、年次財務諸表（AFS：Annual Financial Statement）、年次報告書（GIS）その他の報告書の提出期限に関するガイドライン（2021年3月9日付覚書回覧第3号）を発行した。

外国企業の支店、駐在員事務所、地域本部、地域運営本部を含む全ての会社で、2020年12月31日決算の会社の場合、SEC 登録証書の末番号に基づき、以下の所定期間内に国税局受領印の捺された監査済み財務諸表を SEC に提出することが定められた。

1 の場合： 2021年6月1日から30日

2 の場合： 2021年7月1日から31日

3・4 の場合： 2021年8月1日から31日

5・6 の場合： 2021年9月1日から30日

7・8 の場合： 2021年10月1日から31日

9・0 の場合： 2021年11月1日から30日

なお、証券取引委員会への提出は、オンライン提出システム（OST：Online Submission Tool）を用いることとされ、オンライン提出システム（OST）の最初の導入では、すべての株式会社は、2021年3月15日から2021年12月15日までに、システムに登録する必要がある。株式会社以外の法人は、OST に登録して提出するか、SEC キオスクで登録手続き

を行うか、窓口で提出するかを選択することができる。もともと、2022年までには、株式・非株式を問わず、すべての企業がOSTを利用して報告書を登録・提出することが求められる（2021年3月9日付SEC覚書回覧第3号）。

上記の各末番号についての最初の提出日以前であれば、国税局受領印の捺された監査済み財務諸表をSECに提出できる。所定の期間内にオンライン提出システム（OST）を用いて提出できなかった場合、窓口での提出は認められず、オンライン提出システム（OST）を通じて提出する必要がある。

決算日が12月31日以外の会社については、当該会社の年度末日から120日以内に提出する。フィリピン証券取引所に上場している企業は、年次財務諸表（AFS）の提出期限（事業年度終了後105日以内）を引き続き遵守するものとする。

#### 4. コーポレート・ガバナンス法（金融機関）

フィリピン証券取引委員会覚書回覧第5号（2010年8月6日公布、即日施行）において、修正コーポレート・ガバナンス法（フィリピン証券取引委員会覚書回覧第6号、2009年）を遵守しなければならない金融機関（financing companies）は以下のいずれかを満たす場合のみとなった。

- (1) 総資産が5,000万ペソ以上
- (2) 議決権株式の40%超を外国人が持つ
- (3) コマーシャル・ペーパー（CP）を発行している

いずれかを満たす金融機関は、コーポレート・ガバナンス・スコアカードの3年毎の提出が義務付けられる。

#### 5. 領収書の形式について

フィリピンでは領収書（invoices and/or official receipts）はフィリピン国税局（BIR）に登録後、BIR指定の印刷所で印刷することが税法で定められている（税法第237条）。

2013年8月8日、証券取引委員会は、評価の方法と公正意見書の発行に関するガイドライン（覚書回覧第13-2013）を出した。本ガイドラインは、義務的公開買付の行使に先立って発行される公正意見書の品質と信頼性を高め、他の司法権力においても模範となるような委員会規則に沿うために発行された。本回覧は、提示される義務的公開買付が受け入れられる価格であるかどうかの公正意見書が出される前に遵守しなければならない資格要件を規定し、ガイドラインを提示している。

2014年1月21日、証券取引委員会は、資産評価に関するガイドライン（覚書回覧2-2014）を出した。本回覧は、公益の利益を背負う登録企業の評価の記録や資産評価への信頼と品質を高めるため、資産評価に関するガイドラインを提示している。

次の会社で、資産が不動産である場合には、SEC認定評価会社からの評価の対象となる。

- (a) 公開会社および委員会から二次的にライセンスを受けた者（会社法第 62 節に定めるところにより株式と引き換えに資産の受け取りを申し出る証券規制法（Securities Regulation Code :SRC） 68 に定義された重要な子会社を含む）。
- (b) 株式または資産と引き換えに資産を他者に譲渡することを申し出る、公にまたは公開会社に向けて証券を発行した者。この取引において、証券の発行人の資産と引き換える契約事業体または公開会社も SEC 認定評価会社またはプロフェッショナル・サービス機関（Professional Services Organization: POS）からの評価の対象となる。
- (c) 公開会社、二次的にライセンスを受けた者およびそれらの重要子会社でフィリピン財務報告基準（Philippine Financial Reporting Standards: PFRS）に従って不動産を鑑定した公正価格モデルを採用した会社
- (d) 配当決議がなされた資産または企業合併によって取得した非金融資産を持つ公開会社および二次的にライセンスを受けた者
- (e) 委員会が評価会社の評価を必要と判断したその他の事業体または取引  
公開会社でない会社または二次的にライセンスを受けた者およびその不動産については、専門規制委員会（Professional Regulation Commission: PRC）の免許を持ちかつ不動産サービス専門規制委員会に登録された評価人によって評価されなければならない。